

あきる野市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 2 年 3 月 2 4 日（火）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 3 6 分
- 4 場所 あきる野市役所 3 階 3 0 1 会議室
- 5 日程
- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | あきる野市教職員研修センター設置規則 |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | あきる野市適応指導教室設置規則 |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 | あきる野市教育相談所設置規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 6 | 議案第 9 号 | あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 7 | 議案第 1 0 号 | あきる野市立学校職員等服務規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正について |
| 日程第 8 | 報告第 2 号 | 臨時代理したあきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の報告及び承認について |
| 日程第 9 | 報告事項（1） | あきる野市学校評議員設置要綱及びあきる野市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 報告事項（2） | あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要項の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 報告事項（3） | あきる野市特別支援教室・通級指導学 |

級事務取扱要領の一部改正について

日程第 1 2 報告事項（４）令和元年度あきる野市特別支援教育実
施状況報告書について

日程第 1 3 報告事項（５）令和２年度あきる野市立学校の教育課
程について

日程第 1 4 教育長及び教育委員報告

6 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	私 市 豊 田野倉 美 保 丹 治 充 小 西 フミ子
7 欠席委員	委 員	坂 谷 充 孝
8 事務局出席者	教 育 部 長 指 導 担 当 部 長 生涯学習担当部長 教 育 総 務 課 長 教育施設担当課長 学 校 給 食 課 長 指 導 担 当 課 長 生涯学習推進課長 スポーツ推進課長 図 書 館 長 指 導 主 事 指 導 主 事	佐 藤 幸 広 鈴 木 裕 行 松 島 満 鈴 木 将 裕 岩 崎 徹 山 本 匡 俊 間 嶋 健 吉 岡 賢 長谷川 美 樹 紺 藤 修 子 大 道 雅 士 宇佐美 琢 郎
9 事務局欠席者	なし	

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、時間になりましたので、3 月定例会を始めたいと思います。午前中は小学校の卒業式、大変な時期でございましたが、10 校無事終了いたしました。本当にありがとうございました。

それでは、引き続き教育委員会を始めたいと思います。

ただいまからあきる野市教育委員会 3 月定例会を開催いたします。本日は坂谷委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、小西委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 4 号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上程します。

本件は人事案件になりますので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。

非公開ですので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

それでは、説明を生涯学習担当部長をお願いいたします。

＝非公開＝

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第 1 議案第 4 号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第 1 議案第 4 号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

それでは、傍聴人の入室を許可します。

それでは、続きまして、日程第 2 議案第 5 号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を教育部長をお願いいたします。

教育部長（佐藤幸広君）

それでは、議案第5号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることから、あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要が生じたため、委員会の承認を求めるものでございます。

あきる野市教育委員会事務局処務規則の第1条中「。以下「法」という。」を削り、第3条中「別表」を「、別表」に改め、第7条の見出しを「補則」とし、「条文を職員に関し必要な事項については、市の例による。」に改めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案5号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第5号あきる野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第6号あきる野市教職員研修センター設置規則を上程します。

説明を指導担当部長にお願いいたします。

指導担当部長（鈴木裕行君） あきる野市教職員研修センター設置規則についてでございます。

提案理由といたしましては、この教職員研修センターは、平成20年に既に設置されているものではありませんが、これまでは決裁行為によってこの教職員研修センターが設置され、運営されてまいりました。このたび会計年度任用職員の制度が4月1日にスタートすることに合わせまして、教職員研修センターの職員につきましても、その会計年度任用職員の制度に基づきますので、これを機にセンターを規則に基づいて設置するという形にするためのものでございます。

内容といたしましては、資料にありますとおり、第1条で設置について、第2条で事業について、第3条で職員、第4条、職務、第5条は報告、第6条は庶務、第7条は委任という内容になっております。

施行日につきましては、令和2年4月1日からになります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問などございますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君） すみません、教えていただきたいのですが、第4条に書いてある「研修センター長は、上司の命を受け、」、それから、その2番の「指導員は、上司の命を受け、」とありますが、実際はどなたに当たりますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

これまでの運営に基づいて同様に判断していくということであります。まず。研修センター長につきましては、教育長の命を受けて指導担当部長が務めておりますが、この規則上もそのように判断いたします。それで、指導員は非常勤の職員としてこれまで入っていた指導員の方々になります。4月からは会計年度任用職員と位置づけます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第6号あきる野市教職員研修センター設置規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第6号あきる野市教職員研修センター設置規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第7号あきる野市適応指導教室設置規則を上程します。

説明を指導担当部長、お願いいたします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

議案第7号あきる野市適応指導教室設置規則についてでございます。適応指導教室につきましても、先ほどご承認いただいた教職員研修センターと同様に、平成8年に設置され

ておりますが、これまで決裁行為によって設置と運営が行われてまいりました。4月1日からの会計年度任用職員の制度がスタートすることに合わせまして、あきる野市適応指導教室の設置を規則に基づいて行うということで承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、第1条に設置、第2条に事業、第3条、職員、第4条、職務、それから第5条、報告、第6条、庶務、第7条、委任という内容になります。

施行日につきましては、令和2年4月1日からでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質問等はございますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

第3条の第2項「主任専任指導員」、それからまた「主任指導員を置くことができる」とありますけれども、この職務の違いはどのように捉えているのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

適応指導教室に勤務する指導員につきましては、大きく2つに分かれます。1つは、東京都の教員として非常勤教員という立場で都費の職員を配置することができます。一方、あきる野市の職員としても指導員を置くことができますので、都費の職員のことを主任専任指導員、そして市の指導員の中から主任指導員という役割を置くという想定でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうしますと、都のほうは、年齢的にいいますと65歳まででということですか。それから、この主任指導員については、これはもう年齢等については、全く関係ないということなんでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されまして、学校の教職員につきましても、臨時的任用の方は会計年度任用職員の制度になってまいります。非常勤教員につきましても、これまで年齢制限65歳となっておりましたが、年齢制限がなくなりました。毎年度の申込みで選考があり、毎年度そこで採用されれば、年齢上限なく勤務できるという条件になっております。

それで、市の職員につきましても、同様の制度になりますので年齢制限はございません。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうしますと、この非常勤教員については、給与等については、全部都の費用で賄えるということで考えてよろしいですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

はい。そのとおりでございます。

委員（丹治 充君）

はい。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

今に関してですが、その指導員で、主任専任指導員と主任指導員を置くことができるという表現ですけれども、人数的なものは想定としてどのぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

適応指導教室の人数につきましては、現在室長を含めて11人です。その中で本年度につきましては、都の非常勤教員が3人ですが、令和2年度は、さらにそこに3人の非常勤教員が加わります。お1人は、市の非常勤職員から都費の非常勤教員に変わることから、全員で13人になります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ごめんなさい。主任専任指導員が何名で、主任指導員が何名というのはまだ決まっていないということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

都費の非常勤教員が主任専任指導員になっていきますので、最大で6人になりますが、特にこの役割分担で人数制限は設けておりません。組織の中で必要に応じて判断していくことになります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4 議案第7号あきる野市適応指導教室設置規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第7号あきる野市適応指導教室設置規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第8号あきる野市教育相談所設置規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

議案第8号あきる野市教育相談所設置規則の一部を改正する規則でございます。教育相談所につきましては、既に規則により設置されているものでございますので、現在ある規則の変更を行うものでございます。

変更の理由といたしましては、これまでの規則の設置と同様に、4月1日から始まる会計年度任用職員制度に合わせた規則の改正になります。具体的には表記の修正もございませうけれども、職務内容の整理、第2条の中にあります。それから、第3条のところで「委員会が任命」、教育委員会が任命とありますけれども、会計年度任用職員では任命ということではございませんので、その部分が変更になります。その他表現等、あるいは条文のずれというものを修正したものでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第8号あきる野市教育相談所設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第8号あきる野市教育相談所設置規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 議案第9号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

説明を指導担当部長にお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

議案第9号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。この規則改正の基になる変更につきましては、東京都の教員に関する職制が変わることがございます。既に配置されておりますが、教員の中には栄養教諭という職がございます。この栄養教諭の上位職が東京都教育委員会により設けられました。主任栄養教諭、それから主幹教諭（栄養）という名前になりますが、この新たに設けられた上位職に合わせまして、本市におけるあきる野市立学校の管理運営に関する規則につきましても変更を行うものでございます。詳細につきましては、資料にありますとおり、主任栄養教諭、それから主幹教諭（栄養）という職が位置づけられるような変更になっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問等ございますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

このたびの栄養教諭、この職として主任栄養教諭を置くことができるということでは理解できます。そして、もう1つ、司書教諭制度もございますよね。この司書教諭については、栄養教諭と同等のような感じがしたのですが、これについてはまだ検討はなされていないのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

司書教諭につきましては、教諭の職層の中では正式な位置づけにはなっておりません。司書担当ということで、司書教諭免許を所有する者について担当者に指定するということではございますが、栄養教諭のような職の位置づけではありませんので、上位職も規則の中では位置づけられていないという状況でございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、司書教諭については、教諭配置ということで、この栄養教諭とは別だと考

えていいですかね。都のほうから司書教諭そのものも配置されていますよね。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

司書教諭の免許を持っている教員を司書担当として指名することにより、授業の持ち時間を軽減するという制度がございますので、教員の中で位置づけることになります。司書教諭として、各学校に専門職として配置するということは、現在行われていません。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

例えば都立高校辺りでは、司書教諭の配置がなされていますよね。それで、今の中等教育、中学校教育についても重要性を考えると確かに司書教諭の配置も各市でも望んでいるところだろうと思うのですがけれども、義務教育においては、まだ配置はされていないということですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

各学校に1人司書を専門とする教員を置くということは、現状、教員を確保する上ではまだ十分な状態がそろっていないので、司書の担当教員を指名し、その分授業を軽減するという対応で現在学校は動いております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ほかに。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

すみません。先ほど提案理由の説明に補足が必要になっておりました。第17条のところで教材の使用という項目がございます。これについては、先ほど理由を説明した栄養教諭の上位職という理由ではございません。こちらは、教科書の使用についてデジタル教科書が通常の学級でも使えるという形で法が改正されていることを踏まえまして、特別支援学級についても同様に使えるという旨の法改正がございましたので、その法改正に合わせて規則も改善したということでございます。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第9号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第6 議案第9号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第7 議案第10号あきる野市立学校職員等服務規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを上程します。

説明を指導担当部長をお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

議案第10号あきる野市立学校職員等服務規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてでございます。こちらの改正につきましても、4月1日から始まる会計年度任用職員制度の導入に合わせまして、規程の中にごございます内容を会計年度任用職員制度に合わせた変更を行うものでございます。特に、非常勤の職員について規定しているところがそれぞれの規則の中にごございます。

あきる野市立学校職員等服務規程におきましては、第1条で非常勤の職員について、「常勤の職員、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤」となっておりますが、地方公務員法が適用される会計年度任用職員の制度に変わりますので、この表現を「一般職」という表現に改めるものでございます。あきる野市立学校職員出勤簿整理規程につきましても、同様の変更でございます。また、その変更に基づきまして、項の表現で、これまで第1号から第4号という表現をしていたものを表記をそろえるために（1）から（4）という形にしております。あとは条ずれを変更したものでございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などありますでしょうか。

いかがでしょう。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第7 議案第10号あきる野市立学校職員等服務規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第7 議案第10号あきる野市立学校職員等服務規程及びあきる野市立学校職員出勤簿整理規程の一部改正については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8 報告第2号臨時代理したあきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の報告及び承認についてを上程しま

す。

それでは、議事に入る前に、私から、日程第8 報告第2号の臨時代理について若干説明をさせていただきます。この教育長の職務代理につきましては、令和2年度の組織改正に伴いまして、五日市郷土館及び二宮考古館の休館日を改めることになりました。このため、令和2年4月1日以降の両館の休館日の変更を広く市民等に周知する必要があり、令和2年3月15日号の市広報に急遽掲載することとなりました。このため、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条により職務代理をしたところでございます。このようなことから、本件はあきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第2項により本日の委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、内容の説明につきまして生涯学習担当部長にお願いします。

生涯学習担当部長（松島 満君）

報告第2号臨時代理したあきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の報告及び承認について説明をさせていただきます。

例規集につきましては1001ページになります。あきる野市郷土資料展示等施設につきましては、二宮考古館と五日市郷土館がでございます。ただいま教育長からご説明ありましたように、令和2年4月1日付の組織改正に伴いまして、生涯学習推進課文化財係がこのうちの五日市郷土館に勤務することとなりました。市民サービスの向上を図るため休館日の変更を行うものでございます。これに伴う事務手続並びに市民周知を迅速に行う必要があるため、あきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理しましたので、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものでございます。

次ページの別紙をご覧くださいと思います。改正の内容につきましては、休館日を定めております第2条第1項を改めるものでございます。二宮考古館と五日市郷土館の休館日が同一でなくなりますことから、第1号で二宮考古館、第2号で五日市郷土館の休館日を定める形に変更しております。

第1号の二宮考古館につきましては、これまで火曜日、水曜日が休館でした。これを月曜日、火曜日に変更いたしました。イのただし書以下の部分、またウ及びエの内容については変更ございません。

第2号の五日市郷土館につきましては、休館日を1日減らしまして、アの月曜日のみといたしました。ただし書、この日が法律第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日が休館となります。これまで休館しておりました法第3条に規定する休日、いわゆる祝日は開館することとなります。イの年末年始の休館日については変更ございません。

施行日は、令和2年4月1日でございます。

以上につきまして、令和2年2月18日付で臨時代理をいたしましたのでご報告をさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第8 報告第2号臨時代理したあきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第8 報告第2号臨時代理したあきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第9 報告事項（1）、あきる野市学校評議員設置要綱及びあきる野市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

こちらのあきる野市評議員設置要綱及びあきる野市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正につきましては、どちらも文言の整理をさせていただいているところでございます。第1条の第2条の「及び」を「、」に改めて、第5条から、こちらを削らせていただいているところでございます。

それから、部活動指導員についても、同じように5条から8条まで削除し、「解職」という言葉を「退職」に改めているという文言になります。

説明は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問等ございますでしょうか。

何かございますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

少し分からないので質問させてください。「第5条を削り、第6条を第5条とし、」となっているのですけれども、第5条の評議員には予算の範囲内で謝礼を支払うという部分が削られるということは、どういうことになるのかを教えてください。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

実際問題として謝礼を受け取られている方もいらっしゃいますけれども、実際にこれを

お配りすると、兼職になってしまう方、受け取らない方もいらっしゃると思います。そういった経緯もありまして、評議員は謝礼を払うというものではないということでございます。

教育長（私市 豊君）

田野倉職務代理人。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

今の説明だと、今後は評議員の方に対しては、謝礼は支払われないという解釈でよろしいんですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

実際的には予算はございまして、1人当たりの予算は準備をさせていただいております。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

説明、補足いたします。会計年度任用職員制度に改まることに伴いまして、学校評議員については、非常勤の特別職という扱いになりますので、謝礼ではなくて報酬ということで制度の位置づけが変わることで、この用語の改正を行うということでございます。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

はい。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、これで質疑を打ち切ります。

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第10 報告事項（2）、あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要項の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君） あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会設置要項の一部改正の件でございます。あきる野市特別支援教室は、昨年度、小中学校全校に配置になりました。通級指導学級とは前田小学校のことばの教室になります。この入室、入級に当たって、判定委員会は適か、不適等を判定する会議でございます。より専門的検討を行い、教育長に報告するという所掌事項に基づきまして組織の改編をしていると同時に、東京都からも学識経験者を入れることが求められていること。それから、特別支援教室の拠点校が南秋留小学校、後々、御堂中学校が増えるということで、今後判定するに当たっ

ては、全ての学校のお子様について必ずそのお子様のことを見ている、通級上、見ている、見えるようにということでことばの教室等を加えた拠点校の9人、全校の担当者が一人ずつは入っていただけるようにということで9人以外ということで設置を変えているところでございます。

それから、役員のところでございますが、こちらについては、これまで委員長、副委員長を互選という形にしておりましたが、拠点校、通級指導学級、この校長が2名となっております。これを委員長、副委員長とすると、これは、もう慣例的にそうになっていましたので、それならば、その方々に担当として、充て職としてやっていただくという意図で変更になっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

何か質問等ございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君） この入室判定委員会の中に7項目ありましたが、これはスクールソーシャルワーカーは加わらないのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

現状では入っておりません。ただし、その会議やそのお子様の実情に応じて、その他委員会が必要と認める者というときには会議に入ることができますが、それはお子様の事情など、そういったところが事前に求められています。基本的には、お子様一人一人のことを取扱いますので、最初に指名して、推薦、上がってきたメンバーでの判定ということになります。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

説明を補足いたします。スクールソーシャルワーカーの方は、学校教育と、それから家庭を福祉の視点で支援していくという職でございます。個別には障がい理解、あるいはこの特別支援教育について専門性のある方もいらっしゃいますけれども、特別支援教育の視点で考えましたときには障がいの理解等々につきましては、スクールソーシャルワーカーの職務範囲を超える部分がございますので、特別に必要と認めるという場合でなければ、通常の委員としては入れていないということでございます。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

分かりました。でも、やはりスクールソーシャルワーカーの方たちは、その家庭との行き来や家庭環境でその子どもの在り方は変わると思います。そのような事情もよく知っている人、そのような相談をたくさんした方だと思うので、そのような方が入ったほうがい

いのではないかと私は思いました。意見でいいですけども。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この判定委員会ですね、これは時期によっても回数は一律というわけにはいかないだろうと思いますが、例えば昨年度辺りは何回ぐらい会議を持たれていましたでしょうか。人数にもよるでしょうけど。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

予備日を入れまして、昨年度は10回開いております。ほぼ月1回の割合でございます。本来、予備日の3月3日がなければ年間9回の予定になっており、来年度も同じ回数を予定しています。

委員（丹治 充君）

はい。結構です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ほかに。

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第11 報告事項（3）、あきる野市特別支援教室・通級指導学級事務取扱要領の一部改正について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君） こちらは、特別支援教室及び先ほど申し上げましたとおり、前田小学校のことばの教室の事務取扱要領の一部改定でございます。用語については、最初に4つありますが、大きく今回の改定に当たっては、まず最初に東京都からありましたものの中に入室、退室についての確認を1年ごとに必ず行うことということ、それから、子どもたちの実態がきちっと分析されて、そして入室、退室について検討されているというものがございました。

それから、昨年度の課題として挙げたところの中に入室したが、実際には指導実績がなかったということもありました。どのようなことかということ、入室適というような保護者としても希望を取って指導したのですが、心機一転し、子どもとしてはそこで指導を受けるよりも、実際の学級で学びたいという希望があり、先生同士で話し合っ、では自分の学校で、学級で指導してみる、やってみるかということもあったということです。本市においても複数名の実態が発覚し、それが全都的な問題として挙げたことでございま

す。

また、発達検査記録、これまでは入室に当たっては、1年間までで次の新しい検査をと
いうところでしたが、医師や相談所の臨床心理士等から話を聞きますと、1年間
では子どもは覚えてしまい、検査の必要性がないということで、検査としては2年間はそ
のままでも十分活用できるといったこともあり、これまでの1年という考え方を2年まで
広げるといったところがございます。

そういった背景に基づきまして、入退室について改めて見直しをしていく中でございま
すが、まず最初に校内支援委員会で十分に分析をし、子どもたちを見てとって、レベル1、
いわゆる担任の配慮、レベル2、教員、補助員等が伝えるところ、レベル3で必要であれ
ば長中期的に取り出し指導ということで特別支援教室の入室についてきちっと手続を取る
ということを明確にさせていただいています。

その後、検査や判定に当たっては、資料として先ほど申し上げたとおり、発達検査等につ
いては2年前までは大丈夫と。今まで1年だったものを2年間、先に、前のものでもい
いですよというものに変えさせていただいているところがございます。その後、1年の指
導を経て継続手続というものを、これまで一切教育委員会の中で指導が終わらない場合に
は学校として見直しをした後はずっと指導を繰り返していくということで、場合によっ
ては1年生で入って6年生まで指導を受けている子どもがいました。それをきちっと毎年毎
年お子様の状態を評価し直しましょうということで継続について、1年目については校内
での再検討をする。指導実態がどうかというのを個別指導計画、個別の教育課程に基づい
て評価するという内容に変わっております。

1年目はそれで大丈夫ということでしたが、2年目は大きく変わっておりまして、医師
の診断書を求めます。入室のときに医師の診断書は必要ないという状態になっておりま
すが、3年目の指導をするときには医師の診断書を取って、これまでの指導はうまくはいか
なかった部分については、もう一度検証ということで、そういったものを求めている形に
変わっております。その辺が大きく変わったところがございます。

その他、就学前のところ等もございしますが、これまでは1年、最初に入ってしまうと、
あとは校内の検討、もしくは十分な分析をせずに、2年目、3年目、4年目、5年目、6
年目と指導を続けてきた経緯があります。そこもきちっと検討してくださいという形で、
報告を教育委員会に上げるという形になり、3年目は医師の診断書も付けてどういった視
点ということをもう一步、専門性のある方から助言をいただいて検討するという仕組みで
継続指導の形にしていくということがございます。

また、ここにはございませんが、先ほど課題として挙げた指導の実態はなかったとい
うことで、また保護者様の希望で指導が入ったけれどやらない、授業をやはり受けさせたい
という、保護者様の思いがあつたりすることで指導実態がないことが起きてしまうこと
もありますので、そういうことが起きないように、この手続の中で確認書というものも保
護者からいただくような流れになっております。

以上、この変更点についての説明になります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑等ございますか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

入室判定委員会で十分な検討されることはとてもいいと思うのですが、中には保護者のほうで、特にどうしても普通学級で送らせてあげたいという強い希望を持つ親もいると思いますが、そういう方たちが実際にいらっしゃるのか。また、そういう方、もしも最終的にその保護者の方が納得できなかった場合はどういう形を取るのかということと、それからもう1つ、医師に診ていただく、診断書をもし取るときには指定した病院などは決まっているのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

いわゆる特別支援教室への入室、ことばの教室への入室につきましては、基本的には保護者の希望を受けて判定しております。希望があつての入室ということもあり、入室判定に対し、普通教室の方がよいというような意見は寄せられておりません。ただし、希望どおりに入室を認めてしまうと、別の問題が生じてきます。具体的には、入室児童・生徒数が10人を超えると教員1を追加することになり、費用にして1,000万円の予算が必要となることから、これは全都的な問題としても捉えられているものでございます。

病院につきましては、特段どちらでもきちっとしたご診断いただけるのであれば、こちらとしては専門性を信頼しておりますので指定はしておりません。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

去年、特別支援学級にいたお子さんが特別支援学校へと勧められて、それを反対していたお母さんがいらっしゃいましたね。地元で学ばせたいのに都の方に行ってしまうことが、なじみの市の仲間たちでみんなお友達でやっていたのがとても変わってしまうと、かなり不満を持っていらっしゃいました。これはまた別ですかね。すみません。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

委員のおっしゃっているのは就学相談、就学、それから転学相談の相談のほうの相談委員会という別の答申を出している委員会になります。そちらは、特別支援学級と学校と通常級というようなことで判定をしております。そういったところについてのご指摘があったり、保護者様とのやり取りがあつたことはよく存じ上げておりますし、できるだけ丁寧に対応したいと思っております。

委員（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第12 報告事項（4）、令和元年度あきる野市特別支援教育実施状況報告書について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

特別支援教育推進計画の第二次計画につきましては、平成30年度から来年度までの計画になっております。来年度、教育基本計画の策定に準じまして今度第三次計画を作っていくこととなりますが、これは、その第二次計画の進捗状況を報告するものでございます。検討委員会の中では、個別の取組については市長部局も合わせて3部7課の取組についてまとめてあり、就学前から卒業後の取組まで、詳しく取り組んでいるところは非常に高く評価いただいているところでございます。

一方で、幾つか今後改定していくところについてはご指摘いただいているところでございます。それから先ほど特別支援教室のところ、これは専門家からのご指摘をいただいたところです。ページでいいますと13ページでございます。ご指摘をいただいたところですが、一番上に就学、入室相談があって、黒っぽいものの2つ目でございます。これまでの成果と今後の課題、または方向性の上の段のほうの表、これは先ほど入室判定委員会ですが、平成27、28、29、30、令和元年と案件の総数が挙がっていますが、61件、126件、163件と毎年かなりの数を入室判定にかけております。ここで学校から上がってくる件数は、これだけ挙がっていて、一番下、入級不適、いわゆる適正ではないですよというお子さんについては、ほばいないという現状にあります。この辺のところは、学識経験者のほうからのご指摘をいただいて、学校の観点、しっかりとした分析をしていただいて、この子が適正だからこの入室判定にかけたという実態があるのか、それとも学校から上がってきてこの子に対しては取り出しの指導が必要だということがあると、なかなかそこについてはダウトをかけづらい状況にあるのか、その辺分析していかなければならないというご指摘等も受けているところでございます。この辺のところについては、新たな先ほどの入室判定委員会についての検討、事務要領等を見ながらしっかりと対応していきたいというところでございます。

その他、順調に各取組は進めているというところで報告が上がっておりますので、まとめさせていただいております。ご報告させていただきました。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

中身が盛りだくさんなので、今見て意見、質問等がなかなか出にくい状況かもしれませんが。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

すみません。数字的なところをもう一回、これでいいのかを確認したいのですが、まず10ページの巡回相談等による学校支援の充実のところに表が年次であります。平成27、28、29年で、これは小学校と中学校の巡回数を足すと計になるのが普通だと思いますが、平成29年度が小学校の巡回数60回、中学校の巡回数23回を足すと83回になるはずだと思うのですが、88回になっているのはどうしてなのか。ここが、まず1点目です。

それと、先ほど間嶋指導担当課長がおっしゃっていた13ページの就学、入室相談の実施のところのこの件数ですが、上のほうの表でみると、平成27年度は案件総数が77件ですよね。ところが、判定が普通、固定、特別支援、取り下げと全部足すと80件になるんです。案件総数が77件なのに、なぜこの判定と取り下げを足すと80件になってしまうのか、平成27年ですね。あと、令和元年度は案件総数が123件なんですけれども、その判定の普通、固定、特別支援、取り下げを足すと58件になるので、この123の案件に対してなぜ58件という数字になっているのか。

あと、その下の表だと、もっとたくさんあって、平成27年度は案件総数61件ですが、ここを全部足すと59件です。平成28年度126件ですが、全部足すと64件です。あとは、令和元年度は137件の案件に対して全部足すと88件になっているので、どうしてこの足した数と案件の総数が合わないのかがちょっと不思議に思いました。

あと、もう1つ。これは、多分校正ミスだと思うのですが、16ページの特別支援教室事業の円滑な実施というところのちょっと黒くなった真ん中の表の令和元年度の表の上から3つ目の項目です。年3回というところの一番最後のところが、特別支援教室拠点校・通級指導学級主任連絡会を「年回」と書いてあるんですけど、多分年何回という数字が多分抜けているのかなと思います。

以上のところが数字で気になったところです。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

すみません、過去の数字のところについては再度確認をさせてください。それで、就学、入室相談の実施については記載が抜けているのが、令和元年度の数字が全く足りないというのは12月末現在との、ほかのところは数字を令和元年度のところが12月末現在というところで記載を入れているところです。なので、案件総数については10月末をもって締め切っているので123件、それから137件という数字が出ているんですけども、13ページです、これはこの後1月、2月、3月の参加予備日も入れて3回の判定等でこの数字がまた精査されるといったところです。ただし、確かに平成27年度、28年度、それから先ほどご指摘のいただいた数字については、ちょっと再確認をさせてください。それから、特別支援拠点校・通級指導学級主任連絡会、こちらも設置校長会と同じように学期に1回やっておりますので、年3回というところで3が抜けているところがございます。申し訳ございません。

教育長（私市 豊君）

この報告書は、公式にはいつ表に出るんですか。今日は、公式といえば公式なんですけども。

指導担当課長（間嶋 健君）

これをもって、教育委員会定例会に報告するというものなので、教育委員会に出したこの資料で正式な報告なので、数字を入れ替えたものを教育委員の皆様には再度ご報告いたします。

教育長（私市 豊君）

そうですね、後ほど。はい。そのようにお願いします。

ほかに何かございますか。

よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件も報告として承りました。

続きまして、日程第13 報告事項の（5）、令和2年度あきる野市立学校の教育課程について、報告者は説明をお願いします。

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美琢郎君）

指導主事から、令和2年度あきる野市公立学校の教育課程について、現範囲でご報告させていただきます。各学校において令和2年度の教育課程が策定され、あきる野市教育委員会に提出されました。教育課程策定に当たり、令和元年12月に教育課程届出説明会を実施し、令和2年2月上旬に教育課程事前相談を通して、各校へ修正及び関連等の指導を行いました。3月13日から17日にかけて各校から提出された教育課程が適正であると判断されるため、本定例会で報告いたします。また、本定例会後、各校へ教育課程の受理書を送付いたします。

以上です。

教育長（私市 豊君）

報告が終わりました。

何か質問等ございますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

令和2年度のに関してではないですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために3月が休校になってしまっていると思ういますけれども、3月にやるはずだった教育課程の部分はこういった形になるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美琢郎君）

ご説明いたします。2月末現在で国から出されたQ&Aに書いている回答になりますが、各校におきましては、未実施分は4月当初で振りかえ、または柔軟に指導いただけるよう

に、こちらから伝えて、対応していただくところになります。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

来年度、2年度に持ち越すという形で。でも、6年生は中学生になってしまいますよね。それは、どういうふうになっていますか。例えば中学生3年生は高校生になってしまうと思うんですけども、その部分に関してはどのような考え方でしょうか。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美琢郎君）

そちらも同様の考えになりまして、各自の進学先の学校で前学年の未実施分について、いわゆる振り返り、また指導等を行うように伝えているところになります。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

分かりました。はい。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

恐らくこれからは数値的なものが、追うのかなと思うのですが、今年度のいわゆる授業時数の実施率については、年度当初、恐らく標準時数はおおむねどの学校も到達されていると思います。例えば2月、3月辺りの実質的な休校になった時数を引けば、恐らく実施率は出てくるだろうと。そういった点では、指導室の感想としては、田野倉委員と質問と似ていますけれども、どんなふうに受け止めておられるのかなと、その辺ちょっとお聞かせいただけたら。

教育長（私市 豊君）

宇佐美指導主事。

指導主事（宇佐美琢郎君）

まずは、各校の教育課程ですが、毎学期末に提出を求めているところになります。その都度、指導室で適正な指導をされているか確認をしているところでございます。現在2月末までの指導となりますので、場合によっては足りないところがある可能性もございますが、国から未履修分をもって、それは指導未履修ということには入れないという通達も来ております。現在各月におきまして、均等に適正に指導は行われているところでございます。現状、年度末の報告はこれからになりますので、まだ届いていないところではございますが、こちらのほうで適正に指導されているかは改めて確認をいたしたいというところでございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

コロナ関連では、他地区よりも本地区のほうが2日遅れぐらいでやりましたね。そうい

った点では休業中の子どもたちの学習の手当て等についても指導入れていただいたという点で、午前中に見る児童や生徒はほとんどいないです。したがって、家庭での学習がなされていたのかなと思います。ですから、実質講義はできなかったですけども、各学校で課題を出していただいて家庭学習に子どもたちは振り向けていたと。ぜひ、またその辺の要素も、今年度のまとめの中で考慮していただければ、実質率も多少変わってくるのかなというふうに思いますが。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（鈴木裕行君）

丹治委員のおっしゃるとおりでございます。3月の授業日数というのはおよそ15日とか14日というところでございます。中3はもう少し少ないですが。そうすると4、5時間程度使えたと50から60時間。ただし、例えば小6だったり、各学校この3学期は当然計画の中に卒業式の練習の時間だとか、そういった時間が入って行事で削除される時間がございますので、そういったものを一部削除すると、実際60時間程度であっても、もっと少ない時数で学習時間として位置づけていくものと考えられます。さらに、そこから各学校がここで授業が終わるというところの中で2日から他地域については授業計画を立てられた、十分な子どもたちの指導ができなかったところでございますけども、本市においては2日間、8時間分の中でこの後の学習内容、こういったものはどうしていくことで、できなかった分についてフォローアップできるよということは、例えばレポートだとか、そんなことをやっておきなさいとか、授業の調べ学習、こういうことをやっていくといいよというようなことは伝えていったことはできたのではないかと。

そんなことを踏まえていくことと、それから年度当初から余剰時数というのを昨年度は各学校、全学級全学年30時間以上取っているということになっておりますので、そういったものも、余剰時数のことも踏まえて考えれば、ある程度各学校十分に対応できたかなというところもあると思いますが、今後報告を受けた上で、また指導内容、時数的な、いわゆる量的なものではなく、質的な分としていま一度精査していく必要がありますし、小中連携が本市の施策の一つになっておりますから、それを基に小6のお子さんは中1で、今、現小1から中2までのお子さんについては確実に履修できるような形で、量的なものは足りなくても、質的なものとしては確実に押さえられるようにしていきたいと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。

教育長（私市 豊君）

それでは、本件も報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に移ります。

私から報告させていただきますが、やはり新型コロナウイルス対策の対応について報告

をさせていただきます。あきる野市では2月21日に新型コロナウイルス対策会議というものを開催をいたしました。そして、25日に第1回目の感染症対策本部会議を開いております。この本部会議は、副市長が委員長といたしましうか、本部会議のトップに立ちまして全部長で構成をしております。第1回から3月13日の第5回まで感染症対策本部を今まで開催をしております。この間、教育委員会関係では学校の臨時休校につきまして、先ほど議題にも上がってございましたが、全小中学校3月4日から春休みまで、日にちで言うところ3月25日までが休業になるのかと思います。3月4日から春休みの前日までという休業期間を設けております。

そして、第2回の感染症対策本部会議、2月28日の段階では卒業式については、卒業生、教職員、教育委員会1名のみで実施するというのを校長会を通じて各保護者にお知らせをしております。そのお知らせをした後、3月9日までの間、約10日間の間に様々なご意見、要望、書面でもっての要望書が教育委員会に届けられました。内容といたしましては、卒業式について保護者をぜひ参加させていただきたいという内容のものでございました。そういう要望、ご意見を受けまして、教育委員会内部、そして3月10日の第4回感染症対策本部会議において保護者2名まで卒業式に出席をしていただこうということになり、この3月10日の日に校長会を通じて保護者にそのような内容の通知をさせていただきました。そして、中学校が3月19日、小学校が本日3月24日保護者2名の参加を得て、無事できたという状況でございます。

もう一つ、公共施設の休館、制限等のことでございますが、現在3月31日まで休館あるいは制限を設けた利用状況になっております。大方がた、おおよそ、市民の理解は得られているなど。多少開館要望等がありますけれども、ご理解をいただいているのかなという状況でございます。もし細かい内容等がございましたら、担当課長おりますのでお聞きしていただければと思います。それで、4月以降の開館をどうするかということにつきましては、3月26日に第6回目の感染症対策本部を開催予定でおります。その中で協議をしたいと考えております。

私からは、以上でございます。

施設等の細かい内容についてよろしいですか。スポーツ関係からお願いします。

スポーツ推進課長（長谷川美樹君）

それでは、スポーツ施設の閉鎖、条件等のご説明をいたします。スポーツ施設、ファインプラザ、秋川体育館、市民プール、いきいきセンター等、屋内施設につきましては、3月末まで閉鎖としております。屋外のグラウンドにつきましては、現在予約が入っているものについての利用は一応使える状況にしておりますが、新たな予約につきましては、現在グラウンドを求めて他市町村等利用の場所を探しているという状況もあることから、新たな集まり、そういった機会を作らないという視点で受け付けておりません。また、現在利用する団体につきましては、市役所、こちらから直接団体に、または、体協を通じまして利用の仕方というところは、3密といったリスクを考えて、団体の中で対応を判断してご利用いただくというところで、自粛についても、場合によっては考えていただくというようなお話を、その上でご利用いただいているという状況です。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

それでは、私どもも生涯学習施設についての報告させていただきます。現在郷土館、考古館につきましては、3月5日から3月31日まで臨時閉館という対応になっています。同じく公民館につきましても、同様の日数と。こちらは、特にあきる野市につきましては、秋川体育館の併設もしているといったこともございますので、同じような形での臨時の閉館という形で31日までの閉館としています。キララホールとあきる野ルピアにつきましては、特にあきる野ルピアのほうが各種の会場になっています。団体に電話しているところでございますけれども、基本的には自粛、どうしても延期等ができないような団体のケースなどもございましたので、ルピアとキララにつきましては現在は開けている状態にはなりますけれども、新規の受付は行わず、既に申請があった団体のみの利用という形での対応をしています。ただし、団体側からの利用する場合に関しては十分な感染症対策にご協力いただきながらということをお願いしているものでございますけれども、大半は団体側からのキャンセルというのが入っているような状態ではございますので、利用している団体としては、数的にはやはり少ないという状況の中で対応しております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（紺藤修子君）

図書館は、3月31日まで全館でサービスの一部縮小を行っております。こちらは、予約本の貸出しと本の返却ということで対応しております。ですので、開架室にはお入りいただけない状況です。継続が決定しましてからは、各館でカウンターの周辺に新刊本やテーマを設けてテーマ本などを特設コーナーのようにしてお出しして、予約をしていなくてもちょっと手に取っていただいて、本を貸出しができるというような状況にしております。参考までに、西多摩地区も全て31日まで休館もしくは同じようにサービスを一部縮小ということで対応しております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいです。

私からは、以上で終わります。

ほかの教育委員さんから特に何か報告等ございますでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

19日に御堂中学校の卒業式、それで今日は草花小学校の卒業式に出席してまいりました。本当に卒業式に向けて準備ができない中、子どもたちがきちんとした態度で卒業式に臨んで、つつがなく行われていたのは非常によかったと思います。その中で、御堂中学校でお話が出ていたのは、御堂中はe-ライブラリー、パソコンとか子どもたちの携帯で自分たちで学習をやって、それを学校側とつないで、先生方がどのぐらいどの子がやっている

かと進捗状況も把握できるような形のプログラムをされていて、かなり子どもたちが一生懸命やっているので教育課程とか勉強するべき内容については、うちの学校は先んじて取り組んでいたのが非常に良かったというお話をされていたのが印象的でした。また今後そういった形の取組がほかの学校でもできるようになれば、もちろん本当に普通に学校に行って授業を受けるのが一番望ましい形ですけれども、それができない場合の、非常時にはそういった有効活用ができるのかなと感じました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私は、卒業式は東中学校、それから本日行われました南秋留小学校に参加させていただきました。私の感想としては、まず東中学校の卒業式ですけれども、当然のことながら卒業式の練習の時間はなかったはずですが、それにもかかわらず、子どもたちが整然とした式に挑む姿を見て、それは日頃の学校の取組、あるいは学習の姿であろうかなと思いました。そのような意味で、校長先生、それから職員にねぎらいの言葉をかけて帰ってきました。ただ、体育館の周りについて、保護者が全部入っていましたから、消毒液がありました、あの辺がちょっといま一つ、もう少しあったほうがいいのではないかという話は校長さんにしておきました。

それから、南秋留小学校は今日出てきましたけれども、これも日常の中でいろいろ課題もあったということですが、最後の卒業式、やはりきちっとしていましたね。そして、毎年他校とも着物、羽織はかまの児童も見られるところですが、今回は60名卒業生がおられましたけれども、その中で5名です。ですから、約8%ぐらいですか。そのぐらいの着物姿でした。あとは、男子は上下のスーツですね。そういう点では親御さんの卒業式に向けての費用というのは結構かかっているなと思いました。それだったら、例えば中学校の制服で出席するというような方法もあるのではないかな。そのような感想を持ちながら帰ってきました。卒業式に挑む児童はよくやっていました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

私も卒業式、五日市中学と多西小でした。それぞれがどうやって工夫されているのかなと思いながら見てきましたけれども、五日市中学は齋藤先生が卒業証書を読む第1番目の方と最後の方だけは、段のはすに、2メートルぐらい離れたところで待っていて、先生がマスク外されて、全員生徒もマスクをしていましたけれども、そこで齋藤先生が読まれて、それから渡す形でした。それで、今日多西小に行きましたら、ほとんど全部マスクでしたけれども、呼ばれて段に上がって、卒業証書をいただくときは子どもたちは外していました。でも、よく考えてみたら、カメラマンが一人一人を撮っているのに、やはり

マスク姿がこの先大人になったときに具合悪かったんだよという変な思い出になってしま
うようで、その時だけは外してもよかったのかなと。そのようなことを思いながら考えた
り、先生によって工夫されるところが違うんだなということを感じました。でも、多西小
は、これで小学生と思うほど、練習もされていなかったというのにとっても立派でびっくり
もしました。そして、あと感染症対策に対しては、多西小は体育館の入り口にどんっと大
きく感染症対策についての注意事項も保護者向けに書いてありまして、とても丁寧でした。
以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

私も増戸小学校に行ってみいました。増戸小学校の場合は、児童は卒業証書をもらい
に行くときにマスクを外して、登壇してもらって帰ってきてマスクをするという形でやっ
ていました。要するにしゃべるわけじゃないから、これもありだなというような。うまい
ことやったなという。最後に、1部終了して2部ということで全員が舞台の段差に立って、
そこで歌を歌いました。やはりいいですね、ああいう歌は。それで、ちなみに着物ですけ
ども、女子児童45人のうち16人着物でした。

委員（丹治 充君）

多いですね。

教育長（私市 豊君）

多かったですね。おりました。

委員（小西フミ子君）

多西小は、はかま姿ゼロでした。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

草花小も、学校ではかまは着ないという話になっているみたいです。

教育長（私市 豊君）

いろいろ地域性がありますね。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

そうですね。はい。

教育長（私市 豊君）

それでは、教育長より教育委員の報告はこの辺で終了いたします。

それでは、最後に事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、着座にて失礼いたします。

今後の日程等についてご案内させていただきます。まず、例年、年度末年度初めに実施
している退職者及び新採職員の辞令伝達式ですが、3月31日退職教員辞令伝達式及び退
職校長辞令申告式を予定しております。会場につきましては、庁舎503会議室を予定し
ております。

翌4月1日、教職員辞令伝達式、新規採用職員辞令伝達式を同じく市役所の503会議
室で実施する予定となっております。

続きまして、小中学校の入学式ですが、小学校につきましては、4月6日の実施、中学

校につきましては4月7日の実施を予定しております。卒業式同様、新型コロナウイルスの対応を考えての実施となりますので、当日はマスクの着用等をお願いしたいと思います。

なお、中学校の入学式と同日、4月7日の午後2時から東京都市町村教育委員会連合会、会計監査が東京自治会館で行われますので、田野倉委員におかれましては、そちらのほうもご予定願います。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

教育総務課長（鈴木将裕君）

続きまして、4月21日火曜日でございますが、教育施策連絡協議会、こちら中野サンプラザのほうで開催となります。午後2時から開催予定となっておりますので、市役所を午前11時に出発の予定とさせていただきます。協議会の内容につきましては、まだ詳細の連絡来ておりませんので、情報が入り次第、改めてご案内させていただきます。

翌4月22日水曜日、東京都市町村教育委員会連合会常任理事・理事会が東京自治会館で実施されます。午後2時からの開催となっておりますので、田野倉委員、丹治委員におかれましては、当日12時50分に市役所を集合、出発ということでよろしく願います。

次回、令和2年4月の教育委員会定例会でございますが、4月23日木曜日の午後2時から、会場のほうはいつもの505会議室、こちらのほうで予定しております。

私からの案内は以上となります。

教育長（私市 豊君）

何か質問等ございますか。

大丈夫ですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会3月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時36分